

議案第 34 号

専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月9日提出

南小国町長 高橋 周二

専第5号 令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第3号）

専第 5 号

専決処分書

令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

南小国町長 高橋 周二

專第 5 号

令和 7 年度

南 小 国 町

後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 3 号）

令和7年度南小国町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87,490千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

南小国町長 高 橋 周 二

歳入

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前額	今回補正額	合計
1. 後期高齢者医療保険料		59,528	55	59,583
	1. 後期高齢者医療保険料	59,528	55	59,583
歳入	合計	87,435	55	87,490

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 額	今 回 補 正 額	合 計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		80,616	55	80,671
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	80,616	55	80,671
歳 出	合 計	87,435	55	87,490

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前額	今回補正額	合計	備考
1. 後期高齢者医療保険料	59,528	55	59,583	
歳入合計	87,435	55	87,490	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前額	今回補正額	合計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	80,616	55	80,671			55	
歳出合計	87,435	55	87,490			55	

## 2 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前額	今回補正額	合計	節		説明
				区分	金額	
2. 普通徴収保険料	24,532	55	24,587	1. 現年度分	55	
計	59,528	55	59,583			

### 3 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前額	今回補正額	合 計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	80,616	55	80,671			55		18. 負担金補助及び 交付金	55	
計	80,616	55	80,671			55				